

第8回 ふるさと納税研究会 議事要旨

【開催日時等】

- 開催日時：平成19年9月21日（金）15：00～16：50
- 場 所：総務省5階 第4特別会議室
- 出席者：島田座長、跡田委員、小田切委員、桑野委員、佐藤委員、西川委員、
長谷川委員、畠山委員、水野委員
河野自治税務局長、高橋大臣官房審議官、佐藤財政課長、滝本企画課長、
原田市町村税課長

【議題】

- (1) 資料説明
- (2) 報告書（案）についての議論
- (3) その他

【配布資料】

- 報告書（案）
[参考資料]
 - 「ふるさと納税」に関する主な論点・課題等（第7回研究会提出資料）
 - ふるさと納税の議論の状況について（第7回研究会提出資料）

【事務局説明】

- 事務局から配布資料に基づき説明。

【国が果たすべき役割、所得税との関係について】

- 国が一定の役割を果たすべき理由としては、税制の観点だけではなく国土政策が十分機能や国・地方の税源配分の調整が十分でないことなども入れるべき。
- 国が果たすべき役割と言ったときに、所得税に限った話ではなく、国の政策一般に対して言及していることが分かるような書き方がいいのではないか。
- 所得税を所管する省庁が研究会に入っていないのに、所得税の制度変更について記載することは問題があるのではないか。
- 「ふるさと納税」について幅広い議論をする研究会なので、報告書は、研究会の議論を的確に伝えていくべき。国の果たすべき役割を強調する考えばかりでなく、「ふるさと納税」はそもそも地方税の地方団体間の移転であり国税である所得税とは無関係であるという考え方があったことや、国税から地方税への財源の移転とは別の問題であるという議論があったことも触れるべき。
- 税制改正については、政府税調などの議論を経て決定していくことになる。政府税調などへの説明は、今後行っていくことになる。

【税額控除の割合、下限額について】

- 税額控除する割合は、適用下限額を超える部分について、所得税と住民税の税額軽減額を合わせて全額控除とする。
- 納税者は、寄附金が100%控除されるかどうかという点に関心がある。所得税と住民税を合わせて、控除率が100%となるような制度とすることを丁寧に説明する必要がある。
- 寄附者の負担が原則として変わらないように、高率の税額控除を導入するという考え方を盛り込んでいくべき。
- 下限額をいわゆる免税点方式とし、下限額を超えたら寄附金額の全額を控除することとした場合、制度の濫用が生じる恐れもあり、ある程度の足切り額を設けることは仕方がない。
- 何をするにしてもある程度の手間が必要。下限額の水準については、所得税との関係を考えれば5,000円が適当ではないか。
- 寄附金税制であるので、個人の持ち出しがあった方がいい。下限額の5,000円を「志」に対応するものと読み替えて説明するのではないか。

【上限額について】

- 上限額の設定を1割程度と記載することについては、もう少し幅を持たせて1～2割程度としてもよいのではないか。
- 当面、上限額を1割として制度を導入し、将来は上限を上げていくという方向性を出すことはできないか。
- 議論されたことには触れるとしても、研究会の報告書としては、幅を持たせるべきではなく、はっきりと結論を書くべき。
- 上限額の設定については、個人住民税の性格を踏まえれば住所地の個人住民税額が大きく減少するような仕組みをとることは適当ではないという考え方と、一方で上限額が低ければ制度の趣旨が生かされないということを総合的に勘案して1割とするということではないか。

【寄附金税制の利用について】

- 寄附金税制を利用するが、あくまでも制度の借用であって、「ふるさと納税」は寄附金税制とは異なる特別な税制ということを強調するべき。
- 地方団体への寄附金を異質なものと強調すれば、所得税においては寄附金控除の対象とすべきではないというような意見が出てくる恐れもある。
- 「ふるさと納税」制度はシンプルにすべきであるから、既存の制度を利用したものだとして説明した方が関係者に受け入れられやすいのではないか。

【地方団体の説明努力について】

- 地方団体の良識ある行動を期待することはもちろんだが、ふるさとに対する納税者の意識が育っていくことも必要だということも盛り込んでよいのではないか。
- 「ふるさと納税」制度に期待される効果として、寄附者に見守られることにより、地方団

体に元気が出てくることや、納税者にとっても、地方団体を応援することにより地方団体とともに成長していくことができるという「相互の見守り効果」という観点も記載していただきたい。

- 将来、地方団体の問題ある行動が目立つようになった時には、法令上何らかの対応をとることもありうることは書いた方がよいのではないか。

【今後の予定】

次回は、10月5日（金）17：00～19：00。場所等は追って連絡。

（以上）